

甘楽町ふるさと甘楽仕送り便事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、新型コロナウイルス感染症の支援策の一環として甘楽町から親元を離れ、町外で生活している学生及びその養育者に生活支援を行うことを目的とし、あわせて町内の食品製造業者や農産物の生産者への販売支援を目的とする。

(対象者)

第2条 対象者は、養育者が甘楽町に在住しており、町外に居住して大学院・大学・短大・専門学校・高校に在学している者（以下「学生」という。）とする。

2 養育者とは、学生に対し、学費又は生活費の支援を行っている者とする。

(実施内容)

第3条 実施内容は、道の駅甘楽で販売している町内で製造・生産された食品で5,000円相当の詰合せ（以下「ふるさと甘楽仕送り便」という。）を無料で学生の居住地に送付（以下「宅配」という。）する。

2 宅配回数は、申請の受付後1ヶ月以内に1回、令和5年12月までの期間までに1回の計2回とする。

(申請)

第4条 ふるさと甘楽仕送り便の宅配を希望する者は、甘楽町ふるさと甘楽仕送り便申請書（別記様式）に次の書類を添えて町長に提出するものとする。

(1) 学生証の写し

(2) 甘楽町から住民票を移していない場合は、学生の現住所地の確認ができるものの写し

2 申請者は、養育者又は学生本人とする。

3 申請方法は、郵送、持参又は電子メールとする。

4 申請期限は、令和5年9月30日とする。

(資格喪失)

第5条 対象者は、申請後に第2条に規定する学校の学生でなくなった場合には、資格を喪失する。

(返還)

第6条 町長は、偽りその他不正な手段によりふるさと甘楽仕送り便の送付を受けた者に対しては、既に送付されたふるさと甘楽仕送り便に要した費用相当額を返還させることができる。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。